

～ユニバーサルデザインのまちを目指して～

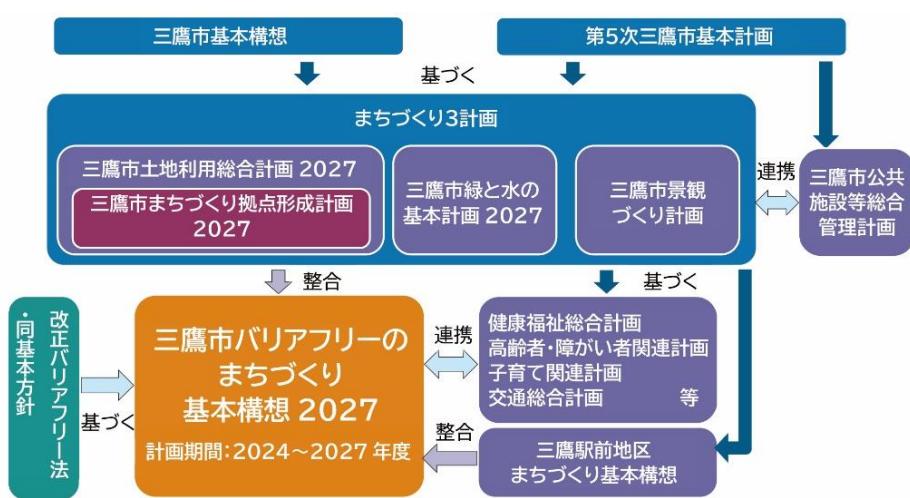
基本構想2027策定にあたって

策定の背景と目的

- 三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想(平成15年10月策定)は、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」)に基づき、駅とその周辺の道路などの一体的なバリアフリー化を進めるため策定しました。
- その後、目標年次を迎えたことや法制度及び上位計画の改定に対応した計画策定をしながら、バリアフリーのまちづくりを推進してきました。
- 前基本構想は令和4年度に目標年次を迎え、位置づけた各事業が進捗し、一定の成果を上げています。そのため、基本理念、取り組みの方向性については継承し、上位計画である「第5次三鷹市基本計画」との整合及び改正バリアフリー法を踏まえ、「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027」を策定します。

計画の位置づけ、目標年次

- 「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027」は、上位関連計画を踏まえ、バリアフリー化を促進するための方針および取り組みを示すものです。
- 「第5次三鷹市基本計画」に基づく、まちづくり3計画との整合を図るとともに、福祉や交通、都市整備等に関する関連計画や施策と相互に連携しながら方針の実現、事業の推進を図っていきます。



○基本構想の目標年次は、第5次三鷹市基本計画と合わせて令和9年度（2027年）とします。

○なお、重点整備地区における特定事業については、長期的な実現を視野に入れた整備目標時期を設定し、進捗管理を行います。

基本構想2027策定の流れ

- 策定にあたり、三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会（以下「協議会」）を開催し、前基本構想の更新・拡充内容の検討、基本構想素案の作成等の検討を進めてきました。
- 特定事業については、関係事業者による事業者部会を開催して、事業者による特定事業の検討と調整を行いました。



協議会の様子



事業者部会の様子

バリアフリーのまちづくりに関する基本的な方針

基本理念

すべての人がいきいきと暮らせる、
バリアフリーのまちづくり

- すべての人が、年齢や性別、障がいの有無や国籍などにかかわりなく、人権を尊重しあい、いきいきと安心して暮らせる“まち”をつくるために、社会全体の責務としてバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

バリアフリーのまちづくりの基本的な方針

- ともに考えともに取り組む「心のバリアフリー」を推進し、次の4つの方針のもとに、ハード面、ソフト面の総合的な視点に立った施策展開を図ります。

① すべての人が自由に安心して移動できる社会の形成

- 様々な障がいとバリア(社会的障壁)を理解し、バリアを取り除くためのコミュニケーションを積極的に図り、ともに考える市民、事業者の取り組みにより、まちなかのバリアを改善していきます。

② 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

- 市内全域において、市民、事業者、行政が一体となって、バリアフリーのまちづくりを進めるという協働のまちづくり体制の確立を目指します。

③ 段階的・継続的なバリアフリー化の推進

- これまで重点整備地区等で進めてきた取り組みを継続・発展し、未実施の施設の段階的なバリアフリー化を進めるとともに、バリアフリー化された施設の適切な維持・管理により継続的に推進します。

④ 「心のバリアフリー」の推進

- 令和2年度のバリアフリー法改正などを踏まえ、重点整備地区のみならず全市において、様々な心身機能の障がいとバリアを理解するための啓発や交流機会の創出の取り組みを進めます。また、地域、学校や家庭とともに進める取り組みを継続・拡充し、教育啓発活動の充実に取り組みます。

バリアフリーのまちづくりの推進

- 「心のバリアフリー」を実践する市民、事業者の取り組みにより、まちなかにある様々なバリアを改善していきます。

物理的なバリアの改善

公共交通、道路、公園、建物、駐車場等のバリアフリー化

しくみのバリアの改善

まちなかの様々な活動やサービスにおける参加や利用機会のバリアフリー化

文化・情報面のバリアの改善

音声、文字、視覚情報など多様な媒体、わかりやすい施設整備等によるバリアフリー化

意識上のバリアの改善

様々な障がいの理解と、施設の適正利用や配慮、声掛けや手助け等支えあいによるバリアフリー化

バリアフリーのまちづくりの取り組み

バリアフリー法に基づく重点整備地区での取り組み

- 「三鷹駅周辺地区」、「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」及び「市民センター周辺地区」は、引き続き重点整備地区として位置付け、バリアフリー化の推進を図る生活関連施設や生活関連経路の設定方針を定めて、多様な人が利用する施設や経路のバリアフリー化の推進を図ります。

市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み

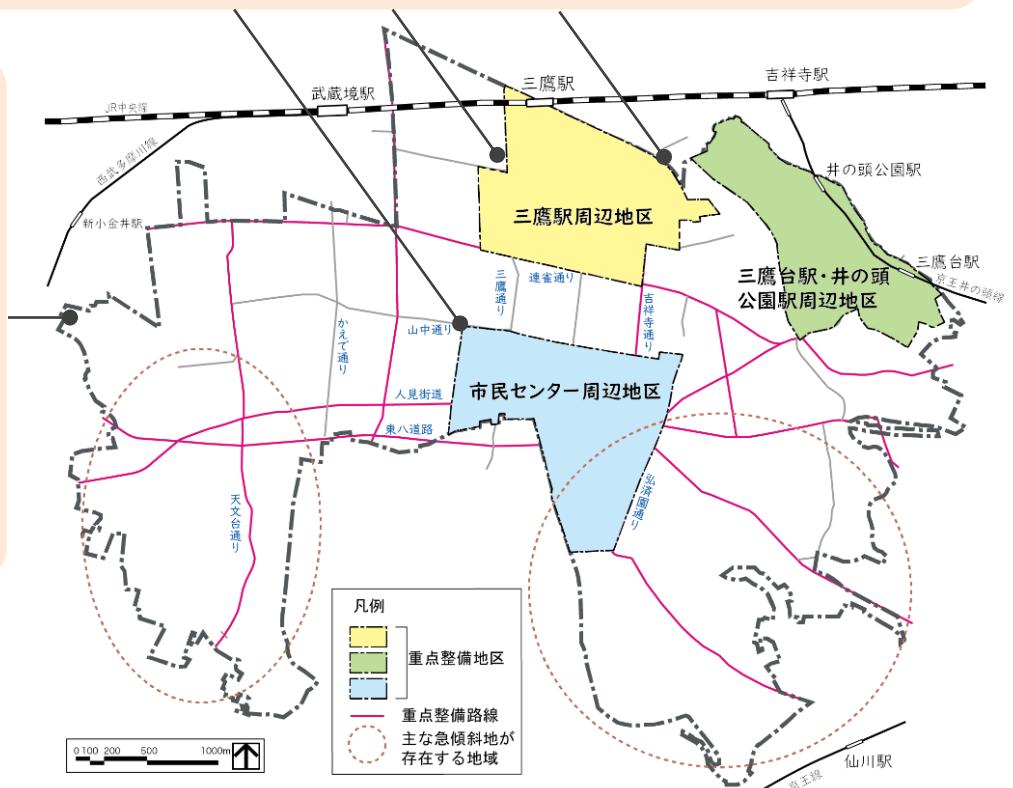
- 主要幹線道路である3路線(連雀通り、吉祥寺通り、人見街道)などを引き続き「重点整備路線」と位置付け、優先整備区間や目標年次、整備目標を定めます。
- 市内の傾斜地対策や公共施設を拠点とした周辺地域、並びに商店街のバリアフリー化を推進するとともに、ハード面、ソフト面の両面の取り組みを進めるとともに、市民、事業者、行政が連携した推進を図ります。

重点整備地区におけるバリアフリー化

- 歩きやすい歩行空間の確保
- 適正な夜間照明の確保（街路灯のLED化など）
- 駅におけるエレベーター、エスカレーターの整備
- バス停の整備、バス停と公共公益的施設間のバリアフリー化
- ベンチの設置、ポケットスペースの整備
- 高齢者、障がい者などがよく利用する建築物のバリアフリー化
- 車いす利用者対応などの駐車場の整備
- 乗り降りしやすいバスの運行
- だれでもトイレの整備
- 利用しやすい公園の整備
- 商店街のバリアフリー化
- 外出支援などのための情報提供

市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み

- 整備路線等のバリアフリー化
- 外出を支援する環境づくり
- 傾斜地のバリアフリー化
- 商店街のバリアフリー化
- バリアフリーのまちづくりに関する啓発事業
- バリアフリー化推進のための取り組み



関連分野の施策と連携したバリアフリー化の推進

- 災害時に避難所となる学校施設や公共施設等のバリアフリー化、省エネルギー化、景観への配慮など、施設の安全性や機能性を維持・向上させながら、適切な施設管理を行います。また、避難経路にもなる道路においては、歩道の拡幅や段差解消、電柱の移設等のバリアフリー化を進め歩行空間の充実を図ります。
- 福祉や教育分野の施策との連携により「心のバリアフリー」を推進し配慮の充実を図ります。
- 生活関連経路のバリアフリー化は、社会全体の安全性、快適性、生活利便性の向上につながるものとして、歩行者と多様な交通手段が共存できる道路空間のあり方や整備方策の検討を進めます。

重点整備地区

重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定方針

重点整備地区の設定方針

- 「三鷹駅周辺地区」、「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」及び「市民センター周辺地区」については、いずれもバリアフリー化への取り組みを継続する観点から、地区整備の状況、これまでの達成状況などを踏まえ、生活関連施設、生活関連経路の見直し・拡充を行いました。

重点整備地区の設定方針

- 前基本構想を継承し、鉄道駅を中心とした2エリアと市役所を中心とした1エリアの3エリアについて、概ね徒歩圏（半径500m圏域～半径1km圏域）に立地する生活関連施設を包括するエリアを重点整備地区の範囲とします。

生活関連施設・生活関連経路の設定方針

- 多様な人が利用する公共・民間の生活利便施設や公園などを生活関連施設として位置付け、これらの生活関連施設と施設間を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化を推進します。
- これまでの取り組みの継続・発展の観点から、前基本構想に位置付けた施設を引き続き生活関連施設として設定するとともに、設定方針に基づき新規に追加します。

生活関連施設の設定方針

- これまでの取り組みを引き継ぎ、継続的なバリアフリーの推進が期待される施設
- 中心とする施設（鉄道駅や市役所）から、徒歩圏に立地する生活利便施設
- 公共施設、公共性の高い施設
- 高齢者、障がい者等の利用が多い施設
- 常に不特定多数の市民が利用する施設
- バリアフリーに関する法や基準等の改正・充実を踏まえ、設定する必要性が高い施設

生活関連経路の設定方針

- バス路線など地区の幹線道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路
- 生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路

前基本構想に基づくバリアフリー化の実施例



駅係員や乗務員へのバリアフリー教育（お客さま救済訓練）
JR三鷹駅



スマートフォンによるバス接近表示（バスロケ）の拡充等、利便性の向上 京王バス



バリアフリートイレ、車いす対応の水飲み場への改修 下連雀鷹の子児童公園



おむつ交換設備、オストメイト設備、聴覚障がい者用情報提供設備（筆談器）などの設置 三鷹市山本有三記念館



出入り口のスロープ、階段手すりの設置
三鷹消防署下連雀出張所

特定事業の事業分野別の配慮事項（バリアフリー化の方針）

（1）公共交通のバリアフリー化

鉄道

- 市内全駅のバリアフリー経路、バリアフリートイレの適切な維持管理と更なる改善（わかりやすさや安全性の向上）を進めます。
- プラットホームの転落防止のための整備、車両更新に合わせた車いすスペースの確保、案内表示装置の更新を進めます。
- 主要設備や車両利用の利用者マナー向上、職員への研修・教育を充実します。



駅構内のバリアフリー経路の整備

バス

- ユニバーサルデザイン車両を積極的に導入するとともに、当事者意見を取り入れながら誰もが利用しやすい車内環境を整えていきます。
- バス待ち空間の確保、バス乗降場・停留所にベンチ、上屋を設置するなど、利用しやすい待合スペースを確保するとともに、案内表示や視覚障害者誘導用ブロックの設置、音声案内など、わかりやすい案内に努めます。
- バス停留所、車両の利用者マナー向上、乗務員への研修・教育を充実します。



待合スペース、ベンチの設置



誘導ブロックやベンチの整備された歩道



歩行者等の通行ゾーンを示すカラー舗装



建物入口に整備された車いす使用者用駐車場



勾配を伝える案内サイン



スロープなど道路との段差を解消する設備の設置



エスコートゾーンが整備された横断歩道

（2）道路のバリアフリー化

- バス路線等の主要な通りにおける歩道の確保、段差や急な勾配の平坦化、視覚障害者誘導用ブロックや横断歩道におけるエスコートゾーンの整備など、歩行者が安全に安心して利用できる道路環境を形成します。
- 歩道の整備が難しい路線においては、カラー舗装で歩行者等の通行ゾーンを示すなど、より安全な歩行環境となるよう工夫します。
- 道路の不法占用者への指導、利用マナーの啓発に努めます。

（3）路外駐車場のバリアフリー化

- 車いす使用者用駐車施設は、出入口にできるだけ近い位置に設置し、その旨を表示するなど、適切な配置と改善による安全かつ円滑に利用できる整備を進めます。
- 必要とする方が適切に利用できるよう、利用マナーの啓発に努めます。

（4）都市公園のバリアフリー化

- 出入口の十分な幅の確保や段差解消、階段へのスロープの併設、手すり、視覚障害者誘導用ブロックの設置を行うなど、円滑な移動に配慮します。
- ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理、新たに必要なバリアフリー化設備の整備を行うとともに、改善が必要な箇所については、順次修繕を行います。
- 公園の新設・改修を行う際は、当事者参画による公園づくりを進めます。

（5）建築物のバリアフリー化

- 公共公益施設においては、バリアフリー経路及びバリアフリー化設備の適切な維持管理と更なる改善（わかりやすさや安全性の向上）を進めます。
- 民間施設においては、主要設備の点検や維持管理、改修時の段差解消など段階的なバリアフリー化の実現を誘導します。
- 公共施設の新築・改築・大規模改修時には、当事者など市民の要望等を検討します。

（6）交通安全のバリアフリー化

- 道路標識の維持管理、音響式信号機、横断歩道へのエスコートゾーンの設置などを進めます。また、違法駐車行為防止のための指導取締り、普及啓発に努めます。

（7）教育啓発のバリアフリーの推進

- 心のバリアフリーの普及・啓発により、社会全体が、心のバリアを取り除き、互いを理解して、助け合う環境形成の推進を図っていきます。
- 利用者マナー向上、職員の配慮や対応の充実を進めます。
- 児童、生徒を対象とした障がい者疑似体験や障がい者との交流会等、学校教育における「心のバリアフリー」の取り組みを推進します。

三鷹駅周辺地区

- 三鷹駅は市の交通、商業等の拠点であり、市内の駅では最も多く利用されています。そのため、エレベーター等による段差解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障がい者などの転落防止設備の整備等を実施することが求められています。
- 駅前には駅前広場があり、市内のバス交通の拠点となっているほか、周辺には、市政窓口や駅前コミュニティ・センター、地区公会堂、駅前図書館を始めとする公共公益的施設、さらに、多くの商業施設や業務施設が集積しており、中心的な市街地を形成しています。
- 「三鷹駅周辺地区」では、駅前広場や区域内の幹線道路のバリアフリー化が進み、概ね完了した事業が多いものの、市民意見では、交通量が多い三鷹駅周辺の広場や歩道の歩きにくさ等の課題や、整備済みの箇所の再確認や適切な改修、その際の当事者参画の必要性など、継続的、適切な維持管理が求められています。

生活関連施設、生活関連経路

- 生活関連施設は、公共施設や市内全域から常に不特定多数の市民が利用する民間施設を主体に位置付けています。
- 生活関連経路は、三鷹駅からコミュニティ・センター／芸術文化センター／井の頭恩賜公園／市立アニメーション美術館などの文化関連施設、福祉作業所／井之頭病院の医療・福祉関連施設などの主要な公共公益的施設への経路に着目して定めています。

- 特定事業の対象となる施設や路線を以下に示します。

公共交通特定事業

- 鉄道:JR東日本
- バス:京王バス、小田急バス、市コミュニティバス

道路特定事業

- 市特定道路:駅前通り、中央通り、風の散歩道、さくら通り、本町通り ほか15路線
- 市ネットワーク道路:市道第86号線、市道第15号線 ほか3路線
- 都特定道路:三鷹通り、連雀通り、吉祥寺通り

路外駐車場特定事業

- 三鷹産業プラザ、さくら通り駐車場

都市公園特定事業

- 有三記念公園、下連雀児童公園、井の頭恩賜公園 ほか3公園

建築物特定事業

- 公共建築物:三鷹駅前市政窓口、三鷹市美術ギャラリー、三鷹駅前地区公会堂 ほか16施設
- 民間建築物:三鷹産業プラザ、三鷹駅前郵便局、井之頭病院、アトレヴィ三鷹 ほか9施設

交通安全特定事業

- 信号機やエスコートゾーン、道路標識などの整備・維持管理、違法駐車の防止のための取り組み

その他の事業

- タクシー、ハンディキャップなどによる障がい者のモビリティ向上
- 植樹帯の適正な管理やベンチの設置など



三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区

- 乗降人員は、三鷹台駅が1日約1万9,000人、井の頭公園駅が1日約6,000人(令和5年)であり、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障がい者などの転落を防止するための設備の整備等の移動円滑化を実施することが求められています。
- 主要な公共公益施設として、三鷹台駅周辺地区には、三鷹台市政窓口、郵便局が、井の頭公園駅周辺地区には、井の頭コミュニティ・センター本館、第五小学校、郵便局などがあり、周辺は住宅地となっています。
- 「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」は、三鷹台駅に通じる主要な道路である三鷹台駅前通りについては、交通安全上緊急性の高い一部区間ににおいて歩道設置事業に取り組み、整備が完了していますが、平成30年7月に策定されたまちづくり推進地区整備方針に基づき、面的なまちづくりが進められています。

生活関連施設、生活関連経路

- 生活関連施設は、公共施設を主体に位置付けを行っていますが、民間施設についても、継続してバリアフリー化に向けた事業の推進を図ります。
- 地域住民の主要なアクセスルートとして多くの人に利用されている三鷹台駅前通りを生活関連経路として位置付け、事業を進めています。生活関連経路の特定道路として三鷹台駅前通り（立教女学院～三鷹台郵便局前間）を位置づけます。

- 特定事業の対象となる施設や路線を以下に示します。

公共交通特定事業

- 鉄道：京王電鉄
- バス：小田急バス、市コミュニティバス

道路特定事業

- 市特定道路：三鷹台駅前広場、三鷹台駅前通り、井の頭通り、井の頭公園駅前通り ほか9路線

都市公園特定事業

- 三鷹台児童公園、三鷹台やすらぎ児童公園、牟礼の里公園、井の頭恩賜公園

建築物特定事業

- 公共建築物：三鷹台市政窓口、井の頭コミュニティ・センター本館、井の頭コミュニティ・センター新館(地域福祉支援センター)、井の頭東部地区公会堂 ほか5施設
- 民間建築物：三鷹台郵便局、三鷹井の頭郵便局

交通安全特定事業

- 信号機やエスコートゾーン、道路標識などの整備・維持管理、違法駐車の防止のための取り組み

その他の事業

- タクシー、ハンディキャブなどによる障がい者などのモビリティ向上
- 植樹帯の適正な管理やベンチの設置など



市民センター周辺地区

- 市役所を含む市民センターや三鷹市教育センター、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ、三鷹図書館、三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹郵便局をはじめとする多くの公共公益的施設が集積しています。また、大型スーパーや家電量販店の商業施設、学校などの教育関連施設、医療・福祉施設があり、利便性に優れているため戸建住宅や大規模なマンションが立地しています。
- 鉄道駅はありませんが、公共公益施設が集積する市民センターを経由するバス路線が複数あり、「まちづくり拠点形成計画」においても行政・商業機能等が集積する主要な交通結節点となる市の中心拠点として位置付けています。
- 道路は、都道の三鷹通り、人見街道、吉祥寺通り、東八道路と、市道のむらさき橋通りや山中通りなど、交通量の多い幹線道路が網羅されています。

生活関連施設、生活関連経路

- 生活関連施設は、公共施設や市内全域から市民が利用する民間施設を主体に位置付けていますが、民間施設についても、バリアフリー化に向けた事業の実施に向けて誘導を図ります。
- 重点整備地区内に旅客施設を含んでいないため、公共交通施設（バス停）からの経路を考慮して生活関連経路を定めています。

- 特定事業の対象となる施設や路線を以下に示します。

公共交通特定事業

- バス：京王バス、小田急バス、市コミュニティバス

道路特定事業

- 市特定道路（次期指定予定）：むらさき橋通り、市道第226号線、市道第372号線

- 市ネットワーク道路：山中通り、若葉通り、弘済園通り ほか15路線

- 都特定道路（次期指定予定）：三鷹通り、東八道路 ほか2路線

- 都ネットワーク道路：人見街道

路外駐車場特定事業

- 市民センター、杏林大学医学部付属病院駐車場

都市公園特定事業

- 下連雀鷹の子児童公園、下連雀いこい広場、三鷹中央防災公園 ほか2公園

建築物特定事業

- 公共建築物：市民センター（本庁舎、第二庁舎、第三庁舎）、第一分庁舎、上連雀分庁舎、元気創造プラザ・SUBARU総合スポーツセンター、ほか14施設

- 民間建築物：三鷹市医師会館、杏林大学（三鷹キャンパス、井の頭キャンパス）ほか10施設

交通安全特定事業

- 信号機やエスコートゾーン、道路標識などの整備・維持管理、違法駐車の防止のための取り組み

その他の事業

- タクシー、ハンディキャブなどによる障がい者のモビリティ向上
- 植樹帯の適正管理やベンチの設置
- 市民センター内の通路の安全な歩行空間の確保など



市内共通の教育啓発特定事業

- 三鷹市教育啓発特定事業については、重点整備地区における施設ごとの取り組みのほか、市内全域における「心のバリアフリー」の取り組みを、重点整備地区では教育啓発特定事業として位置づけ、推進します。

理解協力啓発事業

- 市民や事業者の心のバリアフリーの理解促進、主体的な実行や協力の確保のため、啓発活動に取り組みます。

学校連携教育事業

- バリアフリー化に関する児童、生徒の理解を深めるために学校と連携して教育活動に取り組みます。

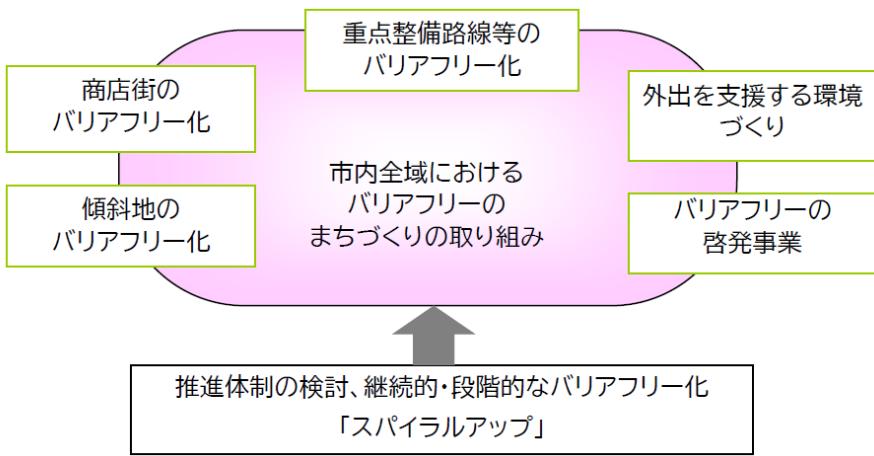


これまでに実施しているカラフルアート(障がい者作品展)や映画上映会の様子

市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み

基本的方向性と取り組みの概要

- 市内全域のバリアフリー化を実現するためには、重点整備地区以外の主要な道路における「重点整備路線等のバリアフリー化」や、「商店街のバリアフリー化」、「傾斜地のバリアフリー化」など地域特性に応じたバリアの改善、「外出を支援する環境づくり」、「バリアフリーの啓発事業」による情報面のバリアや意識上のバリアの改善の取り組みが必要です。



- また、取り組みを着実に推進するため、庁内関連各課や市民、関連団体との連携を図りながら、バリアフリーの取り組み体制を確立し、検討を継続していくことが大切です。これにより、継続的・段階的なバリアフリー化の推進(スパイラルアップ)を行います。

推進体制の検討

- 推進体制の取り組みについては、基本構想の検討を行っている「三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会」を継続していきます。

継続的・段階的なバリアフリー化の推進(スパイラルアップ)

- 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方方に基づき、基本構想を実現するためには、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを適切に運用し、継続的、段階的にバリアフリー化を推進していくことが必要です。
- さらに取り組みの輪を社会全体に広げていくためには、行政や事業者だけが取り組むのではなく、利用者である市民等とも連携し、市内全域でのバリアフリー化を推進していきます。



協議会におけるまち歩き点検の様子



関係者の意見を反映し、インクルーシブ遊具(障害の有無にかかわらずだれもが遊べる児童遊具広場)を設置した「にじいろこもれび広場」